

# 税の申告受付 (土・日曜日、祝日を除く)

## が始まります

### 税金が戻る還付申告

申告会場 岩見沢税務署(2東4)  
受付時間 午前9時～午後5時

お問い合わせは 岩見沢税務署  
☎ 22局 0810

確定申告をする必要のない方でも、次のような場合、還付申告をすると源泉徴収された所得税が戻ることがあります。

- ◆ローンにより住宅を取得した場合
- ◆医療費を一定額以上支払った場合
- ◆年の途中で退職し、再就職していない方など

### 税理士会による 還付申告の無料相談

日時 2月15日(土)  
午前10時～午後3時  
会場 まなみーる市民会館(9西4)  
対象 給与所得者、年金受給者等で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの還付申告をする方や年末調整をしていない方  
問合せ 北海道税理士会岩見沢支部  
(4西9 佐藤彰一税理士事務所内) ☎ 22局 4353

### 所得税の確定申告

申告会場 岩見沢税務署(2東4)  
受付日時 2月17日(月)～3月17日(月)  
午前9時～午後5時

お問い合わせは 岩見沢税務署  
☎ 22局 0810

#### 申告が必要な方

- ◆事業をしている方や不動産収入のある方
- ◆一定の金額を超える公的年金、満期保険金等のある方
- ◆給与所得者で次に該当する方
  - 給与の年間収入が2千万円を超える方
  - 2か所以上から給与を受けている方
  - 給与所得以外の所得が20万円を超える方
- ◇このほかにも申告が必要な場合がありますので、お問い合わせください

#### 申告書は自分で作成してお早めに!

- 申告期限間近になると、大変混雑します。申告書は「前年の申告書控」や「確定申告の手引き」などを参考に自分で作成して、税務署の窓口や郵送などで早めに提出しましょう。
- 申告書は国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で簡単に作成することができます。

### 市民税と道民税の申告

お問い合わせは 市税務課市民税係

申告会場  
・  
受付日時

- コミュニティプラザ2階会議室B(有明町南1)  
2月17日(月)～28日(金) 午前9時30分～午後4時
  - 市役所本庁税務課市民税係  
3月3日(月)～17日(月) 午前9時～午後5時
- 他会場での受付日程は、広報1月号の折込チラシをご覧ください。

#### 申告が必要な方

- ◆平成26年1月1日現在、市内に住所があり、平成25年中に給与、年金、家賃等の収入があった方(公的年金収入のみの場合、65歳未満は102万円、65歳以上は152万円をそれぞれ超える方)
  - ◆非課税所得(遺族年金、障害年金等)のみの方や所得のない方で次に該当する方(昨年度の申告で非課税所得のみの申告をした満65歳以上の方には、別途、簡易な申告のご案内を送付しています)
    - ▷市の国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方
    - ▷市の介護保険の被保険者(65歳以上の方)
    - ▷国民年金の免除申請をしている方
- 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが、市民税・道民税の申告は必要です。また、確定申告の必要がない方でも、医療費や社会保険料、生命保険料、扶養などの控除を追加するには、市民税・道民税の申告が必要です。

◇ただし、次の方は申告の必要がありません

- ▷所得税の確定申告を行う方
- ▷1か所からの給与所得のみで、支払者から給与支払報告書が市に提出される方(医療費や社会保険料、扶養などの所得控除を追加で受けようとする場合には申告が必要です)

- 申告がない場合は、所得・課税証明書を発行できないことや、国民健康保険料、介護保険料などの軽減が受けられないことがあります
- コミュニティプラザの申告期間中は、市役所本庁で申告を受け付けできません
- コミュニティプラザに隣接するコミュニティ西駐車場は、30分を超える駐車は有料です。できるだけ、公共交通機関をご利用ください
- 高齢や障がいのある方で、期間中、申告会場に来ることが困難な方は、郵送で申告書を提出することもできます。詳しくは、お問い合わせください

## 申告に必要な物

印鑑  
給与や年金などの源泉徴収票(原本)  
収入や必要経費を集計した書類(収支内訳書など)  
各種控除の証明書(医療費・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・各種社会保険料・寄附金の領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書)、障害者手帳、障害者控除対象者認定書など  
振込先口座番号(還付申告の場合)

※申告時間短縮のため、医療費などの領収書は、事前に各自で集計しておいてください。

#### 要介護認定者の障害者控除

障害者手帳等の交付を受けていない方でも、介護保険法の要介護認定者で、平成25年12月31日現在の状態が、一定の基準に該当する方は、所得税と市・道民税の障害者控除を受けることができます。

要介護認定者が、必ずしも控除の対象になるとは限りません。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 市高齢・介護室介護保険係

### 贈与税、個人事業者の 消費税・地方消費税の申告

申告会場 岩見沢税務署(2東4)  
受付時間 午前9時～午後5時  
申告期限

贈与税 3月17日(月)  
個人事業者の消費税・地方消費税 3月31日(月)  
問合せ 岩見沢税務署 ☎ 22局 0810

かんたん便利な  
e-Taxの利用を

e-Tax 検索

自宅のパソコンから確定申告が簡単にできます。

### 個人事業税の申告

申告会場 空知総合振興局課税課(8西5)  
受付時間 午前9時～午後5時  
申告期限 3月17日(月)

申告が必要な方  
◆個人で事業をしている方  
◇所得税の確定申告または住民税の申告を行う方は、個人事業税の申告を別途行う必要はありません。ただし、年の途中で事業を廃止したときなどは、廃止の日から1か月以内に申告が必要です  
問合せ 空知総合振興局課税課事業税間税係  
☎ 20局 0050